

## 令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の person 費改定について

### (趣旨・目的)

保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

### (公定価格の算定方法)

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

### (参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

### (国家公務員給与改定に伴う公定価格の person 費の取扱い)

令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて、令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行う。